独立行政法人日本芸術文化振興会

理　事　長　河　村　潤　子　殿

誓約書

　当社は、業務要求水準書における「貸与する資料」（以下「貸与資料」という。）の取扱いについて、保護すべき情報として、次のとおり誓約のうえ、下記の貸与資料を請求します。

1. 貸与資料の情報の漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
2. 当社は、入札関連作業（以下「本作業」という。）が終了した際は速やかに貸与資料すべてを振興会に返却します。
3. 当社は、当社及び当社より見積りやアドバイスの提供等を依頼された者（以下「当社等」という。）の従業員の故意又は過失により貸与資料の情報が漏洩したときであっても、取扱上の責任を免れません。
4. 当社は、貸与資料を当社等の従業員で、本作業に関係のある者のみに供覧します。
5. 本作業に関係のある者に対しても、当社は、本作業に必要な限度を超えて貸与資料を供覧し、又は漏洩しません。
6. 当社は、貸与資料の電子計算機情報への加工は行いません。また、原則として、貸与資料の複製（写真撮影等による複製、ハードディスク等記憶媒体への保存及び印刷を含む。）を行いません。本作業上、真にやむを得ない場合は、紙面による複製に限り行い、複製した紙面資料については当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に複製管理記録簿と共に振興会に提出します。
7. 当社は、本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近づかせません。
8. 本作業に関係のある者に対しても、当社は、作業に必要な限度をこえて前項の施設に立ち入らせません。
9. 本作業により貸与資料の内容を知り得た者が離職した後も、当社は、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
10. 振興会が必要と認めた時は、当社は、貸与資料の保全状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
11. 当社は、貸与資料の情報の漏洩、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに振興会へ報告します。

記

Ｂ－⑥【参考資料２－５－３】「既存建物・既存工作物の図面③」

令和　　年　　月　　日

（提出者）

住　　所　●●区○○丁目●●

電話番号　●●－●●●－●●●●

●●株式会社

代表取締役　　●●　●●

担当者　　　　●●●●

担当者連絡先　●●－●●●－●●●●